

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第2号 大槌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（小松則明議員） 日程第1、議案第2号大槌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの条文を御覧ください。

第1条は条例の趣旨について定めており、大槌町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域、これは大槌町全域であります。その区域内において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、または旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は課税免除の要件について定めており、租税特別措置法第12条第4項または第45条第3項に掲げる製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の事業の用に供する設備で、製造業または旅館業にあつては、取得価格の合計額が資本金の額等が5,000万円以下の場合には500万円以上、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の場合には1,000万円以上、1億円を超える場合は2,000万円以上、情報サービス業等または農林水産物等販売業にあつては、取得価格の合計額が500万円以上である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について課税免除することができるとしており、課税免除の期間は新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度としております。

第3条は課税免除の申請等について、第4条は申請内容の変更または事業の変更、廃止、休止の際の手續について、第5条は課税免除の取消しについて、第6条は課税免除措置の承継について、第7条は規則への委任について定めております。

附則については施行期日を定めており、この条例は令和8年4月1日から施行するも

のであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願ひいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第3号 大槌町ふるさとづくり基金条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第2、議案第3号大槌町ふるさとづくり基金条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

本改正条例は、基金現金の債券運用に当たり、債券運用を予定している基金のうち、債券運用規定がない大槌町ふるさとづくり基金条例のほか、2つの基金条例について改正するものであります。

1 ページ上段の第1条は大槌町ふるさとづくり基金条例、1 ページ中段の第2条は大槌町福祉基金条例、1 ページ下段から2 ページ上段の第3条は大槌町町営住宅等基金条例の一部を改正するものであり、それぞれの条例における管理を規定する条に、第2項として基金現金を有価証券に代えることができる旨の規定を設けるものであります。

2 ページ中段の附則は施行期日であり、施行期日は令和8年4月1日とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第4号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第3、議案第4号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

1 ページ中段の第138条第1項第1号については、国民健康保険税を構成する基礎課税額は、国民健康保険事業費納付金に要する費用のうち、後期高齢者支援金分、介護納付金分の納付に要する費用を除くものとされていたところ、新設される子ども・子育て支援金の納付に要する費用についても除く旨、追加する改正であります。

1 ページ下段の第138条第1項第4号については、国民健康保険税の賦課額に、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための子ども・子育て支援納付金課税額を追加するものであります。

2 ページ上段から2ページ中段の第138条第3項については、後期高齢者支援金等課税額の課税対象は、国民健康保険の被保険者である旨を明記するものであり、同条第5項については、子ども・子育て支援納付金課税額は、各世帯について算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額並びに世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者について算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とすることとする規定の新設であります。

2 ページ中段から3ページ上段の第140条の3第1号については、世帯別平等割額において、後期高齢者医療制度に移行した世帯主がいて、国保加入者が1人だけの世帯を5年間軽減する世帯を特定世帯、特定世帯についてさらに3年間軽減を行う世帯を特定継続世帯とする定義について、子ども・子育て支援納付金の世帯別平等割額においても特定世帯、特定継続世帯の定義を同様とするものであります。

3 ページ中段の第141条の10については、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て

て支援納付金の所得割額の税率を100分の0.3とするものであります。

同じく3ページ中段の第141条の11については、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の被保険者1人当たりの均等割額を1,200円とするものであります。

同じく3ページ中段の第141条の12については、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の18歳以上被保険者均等割額について、18歳以上被保険者1人当たりの額を100円とするものであります。

3ページ下段の第141条の13については、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金世帯別平等割額を規定しているもので、同条第1号は、第2号、第3号に規定する世帯以外の一般世帯については800円に、第2号の特定世帯については400円に、第3号の特定継続世帯については600円とするものであります。

3ページ下段から6ページ下段までの第145条第1項については、所得が一定基準を下回る場合の世帯における子ども・子育て支援納付金においても、均等割額、世帯別平等割等の応益割を減額することから、同規定に子ども・子育て支援納付金の減額について追加するとともに、同項各号において軽減割合別の軽減する額を規定するものです。

各号それぞれ被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額について、第1号のキからケにおいては7割軽減となる場合の軽減額を、第2号のキからケにおいては5割軽減となる場合の軽減額を、第3号のキからケにおいては2割軽減となる場合の軽減額を定めるものであります。

6ページ下段から7ページ上段までの第145条第2項第3号については、子ども・子育て支援納付金における未就学児に係る均等割2分の1の軽減額を軽減割合世帯別に規定するもので、アにおいては7割軽減世帯の減額する額を、イにおいては5割軽減世帯の減額する額を、ウにおいては2割軽減世帯の減額する額を、エにおいては、ア、イ、ウ以外の世帯の減額する額を新たに定めるものであります。

7ページ中段から8ページ上段の第145条第3項第7号から第9号については、子ども・子育て支援納付金における出産する国民健康保険被保険者の産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額並びに18歳以上被保険者均等割額を減額する規定であります。

8ページ中段までの第145条第4項については、世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該世帯の世帯主に対して賦課する子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額から当該被保険者に係る均等割額に相当する額を減額することとする規定であります。

8 ページ中段から13ページ下段までの附則については、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金所得割額の対象となる課税所得について、上場株式等の配当所得や土地または一般株式等の譲渡所得など、分離課税による所得を課税対象額に含んだ額となるよう読み替える規定の改正であります。

13ページ下段から14ページ上段までの改正附則の1については施行期日であり、令和8年4月1日から施行するものであります。

改正附則の2については適用区分であり、この条例による改正後の大槌町町税条例の規定は令和8年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。阿部俊作議員。

○10番（阿部俊作議員） 子ども・子育て支援ということは大変よろしいことだと思います。

このパンフレット、こども家庭庁から出されたパンフレットありますけれども、児童手当の拡充、それから妊婦のための支援寄附、ここだけでは6項目ありますけれども、これは申請が必要なのであるか、あるいは支援を受けるためにはどんな手続あるいは、その辺の御説明をいただけますか。

○議長（小松則明議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也） お答えいたします。

基本的に拡充されてるものにつきましては、そのまま継続という形になりますし、新たな制度につきましてはこちらから通知をいたしまして、相手方にお知らせいたしまして必要なものは申請していただくというふうな形で進めていくものでございます。

○議長（小松則明議員） 阿部俊作議員。

○10番（阿部俊作議員） 分かりました。せっかく支援するというふうになったのに漏れないように、しっかり対応していただきたいと思います。

それから、今年1月8日に国民健康保険税算定方式についてということで大槌町のホームページに記載されております。まだ議員の議決を得ないままにこれいいのかなとちょっと思ったんですけれども、最後まで読めばいいかもしれない、そんな感じなんですけれども。普通課税する場合にはちゃんと議決を経てから交付するということになりま

尋ねします。

○議長（小松則明議員） 会計課長、どうぞ。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠） お答えいたします。

ホームページに掲載しているのは、さきの12月議会で可決をいただきました国民健康保険税資産割を廃止して3方式になったときの税額等を掲載しているものでございますので、決して議決前のものを載せているというものではございません。

○議長（小松則明議員） 阿部俊作議員。

○10番（阿部俊作議員） 分かりました。

それから税制改正に伴う緩和措置ということで、当然介護分は、平等割以外は全部増税になっておりますし、それから後期高齢者支援分、これも増税になってます。所得割についても、医療分についても、均等割は全部、相当な金額になります。それで、この大槌町の緩和措置として、財源は国保財政調整基金及び繰越金を活用して運営しますと。それで、ここに出されてある表の数字、例えば介護分、所得割は2%から2.4%に増、改定後の税率、それから均等割は6,500円から1万2,000円になる改正、それからあと平等割は、介護は同じですけれども、そのほかは医療分安くなりますが、この均等割だけ全部高くなる。これは、ちょっと収入がなくても増税になるわけなんですよ。それで国保の財政調整基金及び繰越金を活用するという分で大体のどれぐらいのお金をここに入れる予定なんでしょうか。概算でいいです。

○議長（小松則明議員） 会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（金野 匠） ホームページに記載されているものは、あくまでその3方式に至るまで、3方式になった過程の中で経過措置として激変緩和を目的として財調から補填するというふうなものでございます。金額的には5年間で1億5,000万円ほどを予定しているところではございますけれども、今回のこの子ども・子育て支援納付金ではなくて、あくまであれは先般可決いただきました3方式に移行するに伴っての激変緩和措置に対する財調からの補填ということでございます。

○議長（小松則明議員） 4回目です。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

---

日程第4 議案第5号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第4、議案第5号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長（岡本克美） 内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

附則第14条は給与所得控除の改正に伴って、令和8年度の特例減免について追加するものでございます。

また、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議をお願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

---

日程第5 議案第6号 大槌町畜産振興基金条例を廃止する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第5、議案第6号大槌町畜産振興基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志） 議案第6号大槌町畜産振興基金条例を廃止する条例について説明いたします。

次ページをお願いいたします。

大槌町畜産振興基金条例は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第7号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第6、議案第7号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開きください。

今回の一部改正は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行により、県が道路占用料徴収条例を改正したことに伴い、所要の改正を行うものであります。改正前の別表第2条関係の占有物件のうち、政令第7条第14号を、改正後は政令第7条第14号及び第15号と改めるものであります。ちなみに、もともとの第14号については、道路の附属物である自動車駐車場に設ける備蓄倉庫や非常用電気施設ですね、こちらを占有するものとしていたものを第15条に移行し、その間に今回の第14号道路の附属物である自動車駐車場に設ける自動車の燃料として水素を供給するための施設、俗に言う水素ステーションですね、こちらを占有を認めるといった形のものになっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願い

いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第7 議案第8号 大槌町上下水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第7、議案第8号大槌町上下水道課企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（黒澤卓也） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

条例第5条第2項第1号は、扶養手当について配偶者に係る扶養手当を廃止するものであります。

条例第5条の2第2号は、配偶者に係る扶養手当を廃止する影響により、配偶者の定義を追加するものであります。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方を反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第8 議案第9号 大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明議員） 日程第8、議案第9号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（黒澤卓也） それでは、内容について御説明いたします。

次ページの新旧対照表を御覧願います。

条例第34条第1項第1号は、指定給水装置工事事業者の新規指定に係る手数料について、1件につき5万円を2万円に改めるものであり、12月定例会で議決されました排水設備工事指定店の指定における手数料と整合を図ったものであります。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願ひいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第10号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明議員） 日程第9、議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳） それでは、内容を説明いたします。

1、契約の目的、令和7年度大槌町有線テレビ設備更新工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、1億758万円。

4、契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目2番2号、NTT東日本株式会社岩手支店支店長、後藤高宏であります。

次ページ、資料をお願いいたします。

仮契約締結年月日は令和8年1月28日です。

本工事の実施理由は、有線テレビジョン放送設備において、送信設備の更新工事を行い、安定したサービスの提供を図るものでございます。

なお、このたび更新する送信設備は、町内難視聴地域の解消と地上デジタル放送へ対応するため平成25年4月から使用しております。

また、工事に伴う設備の切替えにつきましては、視聴者の皆様になるべく不便をかけないよう深夜の時間帯に行います。

工事場所は上閉伊郡大槌町大槌センタ、工事期間は本契約日から令和9年3月31日までです。

施工概要は、送信設備更新一式、既存送信設備撤去及び廃棄処理一式であります。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第11号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明議員） 日程第10、議案第11号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木育也） それでは、内容について御説明いたします。

1、契約の目的、大槌町多目的体育館（弓道場）改修工事。

2、契約の相手方、岩手県大船渡市盛町字田中島27番地1、株式会社佐賀組代表取締役、高橋 賢。

3、変更内容。変更前の契約金額1億3,200万円を1,485万円増額して1億4,685万円に変更するものです。

次ページの資料を御覧ください。

仮契約締結年月日は令和8年2月13日です。

工事概要については記載のとおりです。

変更理由ですが、現場再精査に伴う数量の確定や、排水設備や照明設備等の変更が必要になったことから設計変更を行うものです。

次ページに変更概要図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願ひいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第12号 財産の処分について

○議長（小松則明議員） 日程第11、議案第12号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） それでは、内容について御説明いたします。

- 1、財産の種類、土地及び建物。
- 2、土地の所在、大槌町小槌第21地割字三枚堂112番34。
- 3、土地の面積、199.33平方メートル。
- 4、建物の構造、木造スレートぶき2階建て。
- 5、建物延べ床面積、84.45平方メートル。
- 6、処分の方法、売払い。
- 7、金額、1,432万2,000円。

契約の相手方は記載のとおりです。

処分の目的は、東日本大震災津波被災により建設した災害公営住宅を東日本大震災復興特別区域法に基づき譲渡するためであります。

次ページをお願いいたします。

仮契約締結年月日は令和8年2月10日であります。

処分する財産の内容は記載のとおりです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） まずは先般の同僚議員の一般質問の中で、今回のこの件が9件目ということで、まずは大変喜ばしいことかなと思ってます。

そこでまず伺うわけですが、この団地の件で前の取引というところを思い出すと、まず令和5年の12月議会に、2年3か月前に同じ団地の同じような建物が払下げになってます。そのときと比べてみた場合、土地の値段は、平米当たり、さほどまず変わってません。その建物の分に関しましては、調べてみたら全く同じ構造、同じ面積なわけですね。値段はどうなったかと調べますと、まず2年間で約154万円ほど、まず低くなっているということは、年間まず80万円弱が評価額として下がったように私はまず認識しました。

そういう中で、まずこの評価額というものは年数がたっていくとまず下がるというのはまず分かります。その評価額はどのようにして算出するかというと、以前の話をまず思い出しますと、その建設費用から残存価格を引いて、それからまた木造住宅であれば30年という期間の中でそれを割って評価額、償却額を決まってくるというような部分だと思うんですが、その部分につきまして、まず説明していただきたい。それがまず、一定のめどとして年間まず80万円弱の分が下がっていくのかという、まずそういう部分も含めた中で伺いたいと思います。

○議長（小松則明議員） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） 議員のおっしゃるとおり、一番最初にできたときの価格を100として、そこから経年の時間を過ぎることによって価値がどんどん下がっていくといった形になります。

そこで、今回については、評価額について建設時から7年たったということもありますので、そこから一番最初にできたときからの減価修正、こちらのほうが、土地も建物についても外的要因、例えば接道している道路の幅員であったりとか、周りにどういった建物が建ってるのかといったことによって、外的要因によって減価修正のほうを行っていくものとなっております。

今回の案件につきましては、もともとの建設したときの額といたしまして、土地が275万円、建物については2,027万円。それが7年間たったことによって減価額として975万円を減額、建物のほうですね、こちらのほうがその分、減額になってます。土地のほうについては、時点として周りの取引状況も変わってないことから減価額についてはありません。よって、その際、減価額を加味した上で、土地については同じく275万円、建物については、先ほど言った975万円を差し引いて1,053万円となっております。先ほど説明させていただきました1,327万円の金額となっております。

今後の見通しですけれども、これが一定の率で下がっていくのではなくて、建物が古くなれば古くなるほどどんどん価値は下がってくると思われるので、そのときの次段をもって改めて評価額をその都度行いますので、そのときによって評価額が変わってくるものと、このように考えております。

○議長（小松則明議員） 東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） 分かりやすい説明ありがとうございます。

これを購入する方は手持ちの資金あるいは銀行等の住宅ローン等も利用されると思うんですが、この頃のまず情勢を見ますと金利の上昇であったり、あるいは社会情勢による物価等の高騰により、なかなか厳しい環境があるのかなというように見えてます。これは当町だけでなく、沿岸自治体にかなりの戸建ての部分があると思うんで同じような状況かと思うんですが、そこでまず課長がまず情報お持ちなのであれば示していただきたいんですが、この他の自治体においても同じような戸建て住宅がこのような形で払下げということで議会に提案されると思うんですが、その部分の情報をお持ちであれば教えていただきたいと。

そして、また当町においても、この戸建て住宅の払下げにおいては、役場の当局のほうで支援策を持っています。当局の支援策、そしてまた他の自治体の支援策がどのようなものなのかというところもぜひ御紹介していただきたいと思います。

○議長（小松則明議員） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） 2点ほど質問がありました。

最初に当町の災害公営住宅の譲渡に関わる支援策ですけれども、毎年、当初予算に計上させていただいておりますが、戸建て住宅を購入する際には300万円ほどの助成を行っております。他自治体の事例ですけれども、基本的に岩手県の沿岸市町村の中では、戸建ての災害公営住宅ないし、大槌のように長屋タイプであったりとか集合タイプであったりとかという幅広いバリエーションの災害公営住宅を建てている自治体は比較的少ないです。例えば、陸前高田市さんとかであれば集合タイプしかありません。大槌の場合は、そのほかに生活基盤もしくはその生活の世帯ですね、そういったものを見据えて、そういう幅広い戸建てであったり、長屋であったり、集合タイプであったりということを整備させていただいております。他自治体のほうで戸建てを造ってるのはたしか釜石さんのほうで造ってると思っておりますけれども、そのところについての売払いの件数であったりとか、どういった支援策があるのかということについてはちょっとまだ私のほ

うで把握できてませんので、どちらかといったら沿岸市町村では集合タイプのほうが中心となって整備されているものと、そののところについては把握はしております。

○議長（小松則明議員） 東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） 分かりやすい説明ありがとうございました。

当町においては戸建ての部分が結構あるということで、ほかの自治体よりはその割合が大きいということで支援策ももちろん違ってくると思うんですが、当町が用意している支援策がありますが、これはこれでまず今後もこの払下げというのはまず続いていくと思いますので、幾ら、例えば評価額が経年をたつことによって買取り価格が低くなるわけですね、まず。そうなった場合でもこの今ある支援策は、まず当面の間はまず継続するという考え方でいると思うんで、その部分を改めて確認したいと思います。

○議長（小松則明議員） 地域整備課長。

○参事兼地域整備課長（中野智洋） すみません。戸建てを何戸建てたかという数字については今ちょっと持ち合わせてませんでしたので、ただかなりの数があることは間違いありません。そのうちの今回の議案でもって9件目の売払いということになっております。まだまだ戸建ての災害公営住宅ありますし、購入の相談とかも受けているところもありますので、今回の町で支援している300万円ほどの補助ですね。こちらについてはまだまだ当面続けていきたいと、このように考えております。

○議長（小松則明議員） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第13号 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」を定めること  
について

○議長（小松則明議員） 日程第12、議案第13号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。

岩手県大槌町前短辺地、辺地の人口116人、面積20.3キロ平方メートル。

1、辺地の概況。

- (1) 辺地を構成する町または字の名称、大槌町大槌。
- (2) 辺地の中心の位置、大槌町大槌第4地割字和野87番1。
- (3) 辺地度数、118点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。

当該地域は、農林畜産業を基幹とする小集落が谷あいには散在しており、次の事情により公共的施設の整備が必要であります。

(1) 劣化した道路や老朽化した橋梁の補修等を行い、地域住民の安全な通行を確保するとともに、安定した営農活動の基盤を強化する必要があります。

3、公共的施設の整備計画。

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間。市町村道・橋梁。事業費1億997万6,000円。深渡橋補修工事、桃畑深渡2号橋補修工事であります。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第14号 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について

○議長（小松則明議員） 日程第13、議案第14号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。

第1次変更、岩手県大槌町金沢辺地、辺地の人口334人、面積87.1キロ平方メートル。

1、辺地の概況。

- (1) 辺地を構成する町または字の名称、大槌町金沢。
- (2) 辺地の中心の位置、大槌町金沢第28地割29番地1。
- (3) 辺地度点数、169点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。

当該地域は、農林畜産業を基幹とする小集落が山あいには散在しており、次の事情により公共的施設の整備が必要であります。

(1) 劣化した道路や老朽化した橋梁の補修等を行い、地域住民の安全な通行を確保するとともに、安定した営農活動の基盤を強化する必要があります。

(2) 消防水利の整備及び老朽化した消防屯所の建て替えを行い、火災発生時における迅速な初期消化の促進を図り、安定した消火活動の基盤を整備する必要があります。

(3) 老朽化した公民館施設、集会施設を建て替え、コミュニティ活動の活性化等を図る必要があります。

3、公共的施設の整備計画。

計画期間は令和7年度から令和11年度まで5年間。市町村道・橋梁。事業費6,586万4,000円。松浦線道路改修工事の追加及び下屋敷山母森線2号橋補修工事の増額であります。消防施設事業費1億1,964万1,000円。消防屯所整備、防火水槽設置工事の追加であります。公民館その他の集会施設事業費8,741万円。金沢分館整備事業の追加であります。事業費合計2億7,291万5,000円。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。芳賀 潤議員。

○12番（芳賀 潤議員） 総合計画の中の消防施設で約1億2,000万円なんですが、老朽屯所の建て替えと貯水タンクという説明ですが、その内容についてももう少しお知らせください。屯所の場合だと何個隊入るのかも含めてお願いします。

○議長（小松則明議員） 中身について。消防課長。

○消防課長（岩崎貴彦） 議員の質問にお答えします。

消防屯所におきましては、第5分団第2部の消防屯所になります。消防屯所と金沢支所の合築を考えておりました。ポンプ車1台、あと待機場所2部屋を予定しております。

○議長（小松則明議員） 芳賀 潤議員。

○12番（芳賀 潤議員） 屯所がまず1個隊ですよね。それに防火貯水タンクがついて、それでこの事業費になるのかな。ちなみに昨年度は小鎚をやったわけだ、小鎚2個隊で、土地の購入費とか土地の整備費があって7,000万円ぐらい。そのぐらいだったんだけど、このぐらいの事業費に、貯水タンクが大体二、三千万円ですもんね、概算で。この金額に行くのかな、何かそのほかに何かあるんですかね、積み上げてるものが、積算が。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

消防屯所の整備費のことで質問だと思いますが、躯体については金沢公民館との合築なので、そのものとすれば大体2億円程度の、2億円まで行かないか、合築なので共通的な経費も金沢分館のほうにも入ってくるので、ある程度の、約3,000万円ぐらいを引いたものが大体の消防屯所と合築の金額ということで御理解願います。

○12番（芳賀 潤議員） そうだよね。今、基本設計中かな。後で詳細が出てくるのかな。もう基本設計終わったのかな。いいです、いいです、いいです、3回目なのでいいんですが。

ということは、木造じゃなくて何かちゃんとした、ちゃんとしたというか、失礼けれども。今までの屯所というのは比較的木造じゃないですか。なので、その規模に収まったけれども、今の答弁を聞いてると公民館とかそういう、何ていうの、庁舎と一緒に合築するためなので、それよりは単価が少し上がっているというように聞こえるんですけども、後でこの、何ていうんだろう、この1億2,000万円の積み上げた資料だとか共通があって、屯所部分の、何ていうかな、案分した結果このようになっているだとかというのをお知らせください。

何でかという、2月に安渡地区と赤浜地区の消防団の平準化計画の説明会やったわけですよ。屯所の整備を震災後各地でやってきて、これだけ団員が減少になっている中でいくと過大な設備だったんですよ。実際、今になってみれば。だから、将来の人口推計だとかいろんなものを見ながらやっていかなければならないのかなあと聞いてるんです。ただし今回は金沢支所と合築だから、屯所だけ建てるわけじゃないからね。そこら辺なんだけれども、このちょっと中身を知らないの、もう少し後で詳しいものを出していただきたいと思います。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

今はまだ基本的な設計、詳細設計はこれからになりますので、基本的に来年度は解体、設計で、解体してというような手順になってきますので、この5年間の計画の中で金額的なものは見直しは今後は図られるものと、そういう事業と認識しております。

○議長（小松則明議員） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第15号 「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について

○議長（小松則明議員） 日程第14、議案第15号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） それでは、内容について御説明いたします。

次ページ、総合整備計画書（案）を御覧ください。

第1次変更、岩手県大槌町徳並辺地。辺地の人口343人、面積26.46キロ平方メートル。

1、辺地の概況。

（1）辺地を構成する町または字の名称、大槌町小鎚字徳並、札場、種戸、一ノ渡、蕨打直、曾根。

（2）辺地の中心の位置、大槌町小鎚第17地割字曾根36番地4。

（3）辺地度点数、103点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。

当該地域は、山間を流れる小鎚川と種戸川に沿った山腹斜面に集落が形成されており、次の事情により公共的施設の整備が必要であります。

（1）道路附属施設の整備や老朽化した橋梁の補修等を行い、地域住民の安全な交通と生活の利便を図る必要があります。

(2) 消防水利を整備し、火災発生時における迅速な初期消火の促進を図り、安定した消火活動の基盤を整備する必要があります。

3、公共的施設の整備計画。

計画期間は、令和7年度から令和11年度まで5年間。市町村道・橋梁。事業費2,303万円。小鏈1号線道路附属施設設置工事、小鏈線道路附属施設設置工事の追加であります。消防施設事業費2,804万5,000円、防火水槽設置工事の追加であります。事業費合計5,107万5,000円。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願ひいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第16号 「大槌町過疎地域持続的発展計画」の変更について

○議長（小松則明議員） 日程第15、議案第16号「大槌町過疎地域持続的発展計画」の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） それでは、内容について御説明いたします。

令和3年4月1日より過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、当町においては、同法の規定に基づき令和3年度から令和7年度を計画期間とする大槌町過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。この計画が令和7年度をもって終了することから、計画期間を令和8年4月から令和13年3月までの5か年とする計画に変更いたします。大槌町過疎地域持続的発展計画に基づく事業の実施に当たっては、過疎対策事業債の発行をはじめとした国の財政支援を活用することができます。

それでは、お手元の資料に基づき、かいつまんで御説明いたします。

大槌町過疎地域持続的発展計画の1ページを御覧願ひます。

初めに、町の基本的な事項で大槌町の概要について自然条件や歴史的要件など過疎の

状況を記載しております。

次に、2ページから6ページに人口及び産業の推移と動向、行財政の状況を記載しております。大槌町の人口の見通しとしては、出生数の減少と若年層の首都圏や都市部への流出による高齢者比率の増大及び東日本大震災津波の影響による人口動態の変化等により、人口の増勢による規模の回復は厳しい状況にあり、今後、一層高齢化社会が進行することが予想されます。

6ページから10ページに、令和8年度から令和12年度までの地域の持続的発展に向けた基本方針、基本目標を掲げ、基本目標の達成状況の評価に関する事項などを記載しております。

1、産業を振興し町民所得を向上させるまちづくり、2、健康でぬくもりのあるまちづくり、3、学びがふるさとを育て、ふるさとが学びを育てるまちづくり、4、安全性と快適性を高めるまちづくり、5、将来を見据えた持続可能なまちづくりの5つの基本方針は、第9次大槌町総合計画後期基本計画との整合性を図っております。

次に、11ページから13ページに、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、14ページから21ページに、産業の振興について、農業、林業、水産業、地場産業、観光、商工業などの現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。観光分野では、ブルーツーリズム推進事業を追加しています。

次に、22ページから23ページに、地域における情報化について現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、24ページから27ページに、交通施設の整備、交通手段の確保について、町道、農道、林道、交通手段の確保に関する現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、28ページから34ページに、生活環境の整備について、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、火葬場、消防施設、住環境、防災体制の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。消防施設では、金沢地区消防屯所整備、防災体制では避難所の生活環境の充実等を追加しています。

次に、35ページから40ページに、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、高齢者福祉、子育て環境、障がい者福祉、健康づくりの推進の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、41ページから42ページに医療の確保、その現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、43ページから47ページに教育の振興について、学校教育、公民館、集会施設、体育施設の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。学校教育では、吉里吉里学園小学部と中学部の校舎一体化に向け、学校及び学校関連施設の整備や環境の改善を図ります。

次に、48ページから49ページに集落の整備の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、50ページから51ページに地域文化の振興等の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

次に、52ページに再生可能エネルギーの利用の推進の現況と問題点、その対策を掲げております。

次に、53ページに、その他地域の持続的発展に関し必要な事項について、地域活力の維持の現況と問題点、その対策と主要な事業を掲げております。

54ページ以降は、本計画の主要なソフト事業をまとめて掲載しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） まず説明ありがとうございます。

これまでも、またこれからも、当町のまず財政部門においては、さきに議決されました辺地債、そしてまたこの過疎債を上手に使った中で財政運営されてきたと思いますし、またこれからもそれをまず望みます。

そこで伺いますが、この過疎債ということは、まずこれまでの課長の説明からも分かるようにまず国が岩手県にまず配分を決めて、県の配分をまず県内の自治体でまず配分されるという流れだったと思います。そこで、まずは当町も有利な起債ということで、まず取り組んでいるところで、どの程度の要求した過疎債について、まず採択されているのかというところをまず確認させてください。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

過疎対策事業債については、まず5月に県との1次協議があります。要望額については、3億4,440万円の要望額に対して、第1次協議では同意額は2億7,320万円と約79.3%

の同意率でありました。その後、2次協議、あとは最終協議については、1次協議で同意されなかったものについては最終協議で全て同意されております、100%。

○議長（小松則明議員） 東梅康悦議員。

○11番（東梅康悦議員） それをまず聞いて安心したところです。

今回の計画がまず8年から12年までということで5年間の過疎計画でありますので、まず5年間の過疎債をまず担保する計画だということだと思っておりますが、ちなみにこれ予算の中で聞けばいいんですが、今回の質問の流れの中でお聞きしたいんですが、8年度起債予定がまず9.8億円ありますよね。その中で22件の起債をまず計画しているわけですが、もちろんこの中にはまず辺地債であったり、あるいは過疎債であったりというものが含まれてると思います。この8年度の部分に係る22件のうち、どの程度がまず過疎債に当たるのかということ、すぐ出ますか。出ない。じゃ、よろしいです。じゃ、後で報告してください。分かりました。じゃ、そういうふうな後で報告ということをお願いします。

先ほど、まずこの5年間という計画という話をさせていただきましたが、まず岩手県においては、今から20年前、平成の大合併によってかなりの市町村が、市が主に合併したわけですね。合併した市町村にとっては有利な借金ということで合併特例債というものがあつたと記憶しています。合併特例債も無期限にあるわけじゃなくて、そろそろもう合併した自治体によっては、合併特例債の期限も迫って、もう切れてる可能性もあると思うんです。ですので、大槌町がこの過疎債を要求すると同じように、他の自治体も合併特例債の代替ということで過疎債のほうにシフトしてくるのがまず予想されるわけですが、そういう中においてこの過疎債を取り巻く環境も、今言われたその100%、まず要求が採択されればいいんですが、そういう部分においては少し懸念を持つわけですが、そういう、何ていうんですか、見通しというものは、まず当局のほうも懸念されていると思うんですが、その部分について何かあるのであれば説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

合併特例債がどうのこうのではなくて、まず町がやろうとしている事業について借入れができないとなると、その事業を翌年度にしたりというようなことをしなければ財政的にはなかなか難しいような状況が今後は起きてくるのではないかとというような考えではありますので、なるだけこの事業も平準化しながら、過疎債は工事が主な内容になり

ますので、あとは土木の発注であったり、そういうのも勘案しながら計画的に進めていきたいというような考えであります。

○議長（小松則明議員） 白澤良一議員。

○5番（白澤良一議員） ちょっとこの計画書に基づく事業は、ぜひ進めてほしいとちょっと願っております。

ちょっと小さいことなんですけれども、この計画書の18ページに、（カ）商工業のところに評価指標の表がありますけれども、この中に商工業の評価指数に観光客入込客数の項目が現状値では22万5,211人、目標値、これは令和12年度末現在で13万人とありますが、これ本来は現状値よりも目標値を高く設定するというのがこの計画書の書き方だと思えるんですけれども、現状値も目標値を下回ったということ、どういう理解をしたらよろしいのか、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明議員） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤原英志） 議員の質問にお答えいたします。

観光入込客数の目標値13万人につきましては、第2期大槌町観光ビジョンとの整合性を図り設定したものでございます。現在は、当初の想定を上回る水準で推移している状況にあります。理由といたしましては、第2期大槌町観光ビジョンは令和4年度に策定し、計画期間を令和5年度から令和9年度までとしております。このビジョンにおいて、観光入込客数の目標値を13万人と設定しております。

当時は、令和3年6月にオープンした入浴施設「ますと乃湯」の来場者について、観光入込客数として計上する整理がされていなかったことから、同施設の利用数を見込まずに目標値を設定しておりました。その後、岩手県に確認したところ「ますと乃湯」の利用者についても観光入込客数の要件を満たすことが確認されたことから、令和5年度以降は同施設の来場者も観光入込客数としてカウントしているところでございます。よって、この整理によって現在の観光入込客数は観光ビジョンの策定時の想定を上回る水準となっておりますが、町の毎年度策定しております実施計画においては、「ますと乃湯」の来場者を見込んだ上で観光入込客数を25万人として設定して事業の評価を行っているところでございます。

○議長（小松則明議員） 白澤議員。

○5番（白澤良一議員） ありがとうございます。よく理解できました。「ますと乃湯」のお客さんの数もカウントすれば目標値も高くなるということを理解しました。ぜひ、

この計画に基づいて実施していただければと思っております。

以上です。

○議長（小松則明議員） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時15分

○

再 開

午前11時25分

○議長（小松則明議員） 再開いたします。

○

日程第16 議案第17号 令和7年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定める  
ことについて

○議長（小松則明議員） 日程第16、議案第17号令和7年度大槌町一般会計補正予算（第8号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） それでは、内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

2款地方譲与税、補正額611万1,000円の減は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税の減であります。

3款利子割交付金、補正額133万3,000円の増は今年度収入見込額です。

10款地方交付税、補正額424万4,000円の減は、令和7年度普通交付税の再算定により1億4,722万7,000円の追加交付がありました。特別地方交付税の精査及び震災復興特別交付税の3月算定での過大過小算定による減であります。

12款分担金及び負担金、補正額449万2,000円の減は、学童クラブ保護者負担金、水道事業会計負担金です。

14款国庫支出金、補正額611万円の減は、各種国庫負担金補助金事業の今年度見込額を精査した結果による減額等であります。

なお、避難所等環境整備を目的とした地域未来交付金（地域防災緊急整備型）は3,806万6,000円を計上しています。

15款県支出金、補正額2,205万円の減は、各種県負担金補助金事業の本年度見込額を精査した結果による減額です。

16款財産収入、補正額2,481万4,000円の減は、公営住宅の土地建物売払収入の決算見込みによる減額であります。

17款寄附金、補正額1億4,773万円の減は、ふるさと納税寄附金の今年度見込額の精査による減額であります。

18款繰入金、補正額4億6,431万8,000円の減は、基金を財源とした各種事業の今年度見込額を精査した結果、及び前年度繰越金等による財源調整による減額であります。

19款繰越金、補正額3億4,187万1,000円の増は前年度繰越金です。

2ページをお願いいたします。

20款諸収入、補正額18万2,000円の増は町預金利子等です。

21款町債、補正額740万円の減は、起債事業の事業費精査による減額と地域防災緊急整備事業債の追加によるものです。

3ページをお願いします。

歳出。

1款議会費、補正額128万円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果によるものです。

2款総務費、補正額2,761万3,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果によるものです。そのほか、財政調整基金積立金として2億8,757万9,000円を増額計上しています。

3款民生費、補正額965万5,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額です。

4款衛生費、補正額3,697万4,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額です。

5 款労働費、補正額58万8,000円の減は、人材確保宿舍等借上支援補助金の減であります。

6 款農林水産業費、補正額2,925万4,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額です。

7 款商工費、補正額 1 億509万3,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額です。

8 款土木費、補正額 2 億1,695万6,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額です。

4 ページをお願いします。

9 款消防費、補正額 1 億1,907万2,000円の増は、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用した避難所設備及び資機材の整備及び消防団無線更新に係る釜石大槌地区行政事務組合負担金の増であります。

10 款教育費、補正額1,874万7,000円の減は、各種事業の今年度見込額を精査した結果による減額です。

12 款公債費、補正額199万5,000円の減は、災害援護資金償還金等の減であります。

5 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費。追加。

事業名及び金額の順に読み上げます。

地域情報通信基盤整備事業49万3,000円。

介護施設等整備事業770万円。

町道新設事業3,975万1,000円。

都市計画総務費667万2,000円。

下水道事業会計負担金事業1,316万9,000円。

地域防災緊急整備事業7,613万3,000円。

地震津波対策事業2,894万3,000円。

6 ページをお願いします。

第 3 表債務負担行為。変更。

事項、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。期間については補正前と変更ありません。

(仮称) みんなのひろば整備工事 1 億8,000万円、1 億8,676万4,000円。

第4表地方債。追加。

起債の目的、地域防災緊急整備事業。限度額2,890万円。

起債の方法、利率、償還の方法については、今年度の他の事業と同様のため省略いたします。

第5表地方債補正。変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

(仮称) みんなのひろば整備事業 1億2,000万円、1億1,940万円。

すこやか子育て医療給付事業2,640万円、2,740万円。

道路橋梁整備事業 1億7,260万円、1億6,230万円。

緊急自然災害防止対策事業(道路) 1,390万円、1,230万円。

大ケ口地区津波避難施設整備事業2,270万円、1,950万円。

釜石大槌地区行政事務組合分担金 2億3,970万円、2億3,980万円。

指定避難所環境整備事業370万円、350万円。

防災行政無線設備更新事業 3億3,100万円、3億2,430万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,908万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億9,539万5,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松則明議員) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正。追加。進行いたします。

6ページに進みます。

第3表債務負担行為補正。変更。進行いたします。

7ページ、第4表地方債補正。追加。

8ページに移ります。変更。

11ページに進みます。

歳入。

2款地方譲与税 1項地方揮発油譲与税。進行いたします。

2項自動車重量譲与税。進行いたします。

4項森林環境譲与税。進行いたします。

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金。進行いたします。

10 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

12 款分担金及び負担金 2 項負担金、12 ページ上段まで。進行いたします。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金、13 ページ中段まで。進行いたします。

15 款県支出金 1 項県負担金、14 ページ上段まで。進行いたします。

2 項県補助金、15 ページ上段まで。進行いたします。

3 項委託金。進行いたします。

16 款財産収入 1 項財産運用収入、16 ページ上段まで。進行いたします。

2 項財産売払収入。進行いたします。

17 款寄附金 1 項寄附金。進行いたします。

18 款繰入金 2 項基金繰入金、17 ページ上段まで。進行いたします。

19 款繰越金 1 項繰越金。東梅議員。

○11 番（東梅康悦議員） 単純な質問になりますが、この繰越金、令和 6 年度における決算剰余金となるわけですが、この令和 7 年度の今 3 月ということで終わるときに、まず長々とまず留保したというところが何でなんだろうかという質問の中で留保した理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。

繰越金については、まず 9 月補正で、通例であれば前年度の国県事業で歳入に対して精算した返還金が発生します。それは、1 億円の事業に対して 9,000 万円で終わった場合、その 1,000 万円が繰越金になっているという背景がありまして、そういう返還金の事業にまず 9 月補正では充てております。

今年度は 9,178 万 6,000 円ほど、それ以外の繰越金については、やはりそれ以降の補正予算で財源がない場合、やっぱりこういう財源を充てるというものの考えで、これは留保しておきたいという考えであります。

○議長（小松則明議員） 東梅議員。

○11 番（東梅康悦議員） 分かりました。

まずは、我々も 5 月の出納閉鎖をもって、どの程度の剰余金があるのかというのはまず 9 月の決算議会でなければ分かりませんので、まずその時点から考えますと、まず 9

月、3月ということでまずタイムラグがあるということです。

まずこの繰越金というのは、まずある意味、依存、自主という捉え方をすると当町の自主財源に当たると思うんですね。ですので、まず本来であれば、例えば財政がまず本来に厳しいのであれば、この繰越金も利用した中で予算編成に当たることになるのかなあと思うんですが、まず3億、4億という数字も当てにしない当町の財政事情もそこにあるのかなと。なおかつ150億円を超える基金等もあるので、結構裕福な財政状況なのかなあと捉え方もできますよね。ただ一方では、一般会計あるいは国保、介護、後期高齢の特別会計、そしてまた公営企業もあります。これを足し算して一つの大きな財布というところで捉えるならば、果たしてこの剰余金を、基金もありますが、そういう捉え方をした中でこの4億とか、4億円近い剰余金はどうあるべきかということですね、まずお互いに考えていったほうがいいのではないかなと思います。

確かに今、私が言いましたが、当町は恐らく余裕があるんでしょう。ですので、剰余金に手をつけなくてもこれまでもってこれたわけですから、そういう部分を含めた中でこの大きな一つの財布という考え方の中で、当町のまず財政状況をどのようにまず分析して8年度に行くのかなということ、あるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩） お答えいたします。当町の財政状況の分析という質問と捉えてお答えいたします。

まず今の現状のここ数年の予算編成の状況であります。基金に依存している予算編成となっているというのは事実であります。その基金に依存しているその基は、ふるさと納税であったりということが、令和4年度から、ふるさと納税が4億5,000万円程度から、5年度、6年度は9億円を超える、ふるさと納税となっている。そういう、一旦基金を積み立てて、それを繰入れするというような予算編成になっているので、実際には100億円といっても多分90億円ぐらいの実際の予算でいるような評価はしております。そのほか、繰越金については、今年度は各課からいろいろ事業精査をかなりしてもらいましたので、なかなか同程度の繰越金はないのではないのかなあと。なので、基本的に繰越金については、財政調整基金と同様に、令和7、8であったり、そこでの財源調整というものの捉え方を私はしておりました。

今後の見込みであります。財政調整基金、今回、積み増しをしまして、令和6年度末は22億円程度のものが約24億9,000万円というような金額になります。11月に示した財

政フレームでは19億円スタートであったものが、約、ここで振り幅が5億円程度あります。5年後には3億円程度になるというような見立てを立てておりました。それが今、簡単にそこに5億円足せば約8億何千万円というような内容であります。

町の財政がどうなったらちょっと危険かというの私の見立てであります、臨時的な理由がなく財政調整基金が減っていくという傾向。これは厳しい状況、経常経費に財政調整基金を使っているというような見立てになると思います。大きく令和6年度では、震災復興特別交付税の返還に13億円を返還して減をしておりました。そのほかに、令和4年度には公共施設等総合管理基金へ10億円を積み立てるために5億円を取り崩して充当しております。こういったちゃんとした理由がないにもかかわらず財政調整基金が毎年減っていくというのが危険信号であるのではないかとということで、一番、財政調整基金残高の減り方というのが重要な視点で私は見ているところであります。

○議長（小松則明議員） 東梅議員。

○11番（東梅康悦議員） まず冒頭申し上げればよかったんですが、まずこの繰越金が出る、剰余金が出るというところは、まず様々な行政コストの中の節約ですか、そういう部分の積み重ねもここに含まれてるのかなあというところでもありますので、まずそういう部分を、私が言うまでもないんですが、今後もそういう部分に関しましては、まず肝に銘じてもらいたいと思います。

そして、また先ほども言いましたが、一般会計では確かに基金もあるし、まず剰余金もまず出るわけですが、この公営企業まで含めた、やっぱり一つの大きな財布というところで皆さん、私が言うまでもないんですが、そういう見方も改めて持った中で今後に進んでいったらいいのかなあと思います。この部分につきましては、副町長のほうからひとつ、今後の方向性をまず確認する意味で何か答弁をいただきたいと思います。

○議長（小松則明議員） 副町長。

○副町長（菊池 学） まず繰越金につきましては、今課長が答弁したとおり、今年度補正でかなり精査しておりますので、次年度以降はこのぐらいの額の繰越金は発生しないのかなというふうに思っております。

あと、特に財政全体を見るとやはり厳しい状況であるというのは、財政フレーム、こうしたとおりありますので、来年度以降、基金等の活用方法として国債等で運用しながら、利子収入とかですね、そういうちょっと財源の収入確保する手だてもしながら、いづれ町全体の財政が幾らかでも財政収入が増えるような形で町としても図りながら、い

ずれ今後の事業に当たっても、先ほども言ったように計画的に平準化しながら、年度ごとに事業費を平準化した形で、執行した形で町の財政を健全な状態で運営していくというふうに考えております。

○議長（小松則明議員） その他ございませんか。（「なし」の声あり）進行いたします。

20款諸収入2項町預金利子。進行いたします。

3項貸付金元利収入。進行いたします。

4項雑入、18ページ中段まで。進行いたします。

21款町債1項町債。進行いたします。

歳出に入ります。

1款議会費1項議会費。進行いたします。

2款総務費1項総務管理費、19ページ。20ページ全部。21ページ全部。22ページ上段まで。

2項徴税費。進行いたします。

3項戸籍住民基本台帳費、23ページ上段まで。進行いたします。

5項統計調査費。進行いたします。

7項地方創生費。進行いたします。

3款民生費1項社会福祉費、23ページ、24ページ。進行いたします。

2項児童福祉費、25ページ上段まで。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費、25ページ全部、26ページへ進みます。

2項清掃費。進行いたします。

5款労働費1項労働諸費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費、27ページ上段まで。進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

3項水産業費、28ページ中段まで。進行いたします。

7款商工費1項商工費、29ページ上段まで。進行いたします。

8款土木費1項土木管理費。進行いたします。

2項道路橋梁費、30ページ上段まで。進行いたします。

4項都市計画費。進行いたします。

5項住宅費、31ページ上段まで。進行いたします。

9款消防費1項消防費、32ページ上段まで。芳賀議員。

○12番（芳賀 潤議員） 31ページの下の工事請負費、防災行政無線の更新工事で、ほぼ戸別受信機等も終わってきた頃かなと思います。

先日ちょっと地域のほうで話をしていたときに、全部リニューアルした関係で、前にも担当課のほうに、ここ、聞こえづらいよとか、ちょっとラッパの向きがおかしいよという話はしたんですが、町全体を見回したときにそのような対応というのがほぼなされたのか、やっぱりちょっと音声も、何ていうんだろかな、機械の音声も変わったせいなのか、聞こえ苦しくなったという話も聞くんですけども、それについての対応について今後どのように図っていきますでしょうか。

○議長（小松則明議員） 防災対策課長。

○防災対策課長（四戸直紀） お答えをいたします。

吉里吉里地区のほかにもそういった意見をいただいている地区がございまして、その工事を完了する前に、もう一度その地域に入って、そういった聞こえ、放送の聞こえの状況について点検をするというような工程を今考えているところでございます。

○議長（小松則明議員） 進行いたします。

10款教育費 1項教育総務費。進行いたします。

2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。進行いたします。

5項社会教育費、34ページ下段まで。進行いたします。

6項保健体育費、35ページ上段まで。菊池議員。

○3番（菊池忠彦議員） 教育費、学校給食センターの防水改修工事のこれ何か工事自体に大きな変更があったのかどうか、ちょっとその辺お知らせ願いたい。

○議長（小松則明議員） 学務課長。

○学務課長（米沢俊哉） 工事の内容としては雨漏りによる屋根の防水の改修工事で、計画自体はそのとおりだったんですが、落札価格が2,145万円ということで、このような数字になっております。

○議長（小松則明議員） 菊池議員。

○3番（菊池忠彦議員） 了解しました。

今年度は防水工事、いわゆる改修工事なんですけれども、例えば8年度の予算を見ても大きな改修工事とかそういった予算は計上してなくて、維持管理であるとか、その点

検等の予算が計上されてるんですけども、今後やっぱり大分年数もたってますんで、この今回の防水工事に見られるように、今年度の防水工事に見られるように、今後何かしらその大きな改修工事というのは予定しているのかどうか、その辺あれば教えていただきたい。

○議長（小松則明議員） 学務課長。

○学務課長（米沢俊哉） 今の時点では大きな改修工事は予定してないんですけども、経費がかかる調理器具であったりは計画的に、一気に買うとお金が一気にかかってしまいますので、年度の耐用年数等を考えて、この年にこれを買うというところは計画しております。

○議長（小松則明議員） 進行いたします。

12款公債費1項公債費。

歳出を終わります。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

13時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11時55分

○

再 開

午後 1時10分

○

○議長（小松則明議員） 再開いたします。

日程第17 議案第18号 令和7年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第17、議案第18号令和7年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一） それでは、内容について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入。

6款財産収入、補正額2,000円の増は、国民健康保険財政調整基金の預金利子であります。

9款繰越金、補正額7,979万9,000円の増は、前年度からの繰越金であります。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、補正額200万円の減は、国保システムの標準化に伴う委託料の精査によるものであります。

2款保険給付費、補正額7,839万6,000円の増は、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費等の保険者負担分の補正であります。

7款基金積立金、補正額2,000円の増は国民健康保険財政調整基金の預金利子の積立てであります。

9款諸支出金、補正額340万3,000円の増は、普通交付金の精算に伴う返還金であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,980万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,009万9,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明議員） では、質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6ページに移ります。

歳出に入ります。

1款総務費1項総務管理費。進行いたします。

2款保険給付費1項療養諸費。進行いたします。

2項高額療養費。進行いたします。

4項出産育児諸費。進行いたします。

7款基金積立金1項基金積立金。進行いたします。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れはございませんか。押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第18 議案第19号 令和7年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第18、議案第19号令和7年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿社会課長。

○参事兼長寿社会課長（岡本克美） 内容について御説明いたします。

保険事業勘定。

予算書の1ページをお開きください。

説明順序、内容については他の会計と同様に御説明いたします。

6款財産収入22万6,000円は、介護給付費準備基金預金利子でございます。

7款繰入金150万7,000円は、今回の補正に伴う一般会計等からの繰入金でございます。

2ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費60万2,000円は、今年度実績による介護認定審査会共同設置負担金でございます。

4款地域支援事業費90万5,000円は、今年度実績による第1号訪問事業負担金でございます。

5款基金積立金22万6,000円は、介護給付費準備基金積立金でございます。

保険事業勘定の予算総額を15億3,213万8,000円とするものでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入。一括します。進行いたします。

6 ページ、歳出。一括します。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第20号 令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第19、議案第20号令和7年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長（小笠原純一） それでは、内容について説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、補正額300万円の増は、年度途中で加入した被保険者に係る普通徴収保険料であります。

2 ページをお開き願います。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額300万円の増は、保険料収入の増に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,752万6,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。一括します。

6 ページ、歳出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第20 議案第21号 令和7年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第20、議案第21号令和7年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（黒澤卓也） それでは、内容について御説明いたします。

補正予算書1 ページを御覧願います。

第1条令和7年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条令和7年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、補正予定額909万1,000円の減。計2億8,800万8,000円。給水収益の精査に伴う減額であります。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額568万円の減。計3億4,649万5,000円。量水器取替費、委託料、薬品代などの精査に伴う減額であります。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額320万3,000円の減。計1億3,800万5,000円。国庫補助

金、他会計負担金の精査に伴う減額であります。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額560万円の減。計2億3,210万8,000円。委託料、工事請負費の実施精査に伴う減額であります。

2ページを御覧願います。

第4条予算第9条に定めた一般会計からこの会計補助等を受ける金額2,402万9,000円を2,738万3,000円に改める。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明議員） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

令和7年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、5ページ、6ページ全部です。

7ページに移ります。

令和7年度大槌町水道事業会計予定損益計算書、7ページ、8ページ、全部です。

9ページに移ります。

令和7年度大槌町水道事業予定貸借対照表、10ページ上段まで。進行いたします。

負債の部、11ページ上段まで。進行いたします。

資本の部、12ページへ進みます。

収益的収入及び支出。

収入、一括します。

13ページに進みます。

支出、13ページ、14ページ、一括します。

15ページに移ります。

資本的収入及び支出。

収入、一括します。進行いたします。

16ページ、支出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願い

いたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第21 議案第22号 令和7年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第21、議案第22号令和7年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（黒澤卓也） それでは、内容について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧願います。

第1条令和7年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条令和7年度大槌町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款公共下水道事業収益、補正予定額1,202万9,000円の減。計7億1,331万9,000円。公共下水道使用料、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入の精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業収益、補正予定額180万8,000円の減。計1億8,058万9,000円。漁業集落排水使用料、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入の精査に伴う減額であります。

支出。

第1款公共下水道事業費用、補正予定額1,202万9,000円の減。計7億1,331万9,000円。動力費、委託料などの精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業費用、補正予定額180万8,000円の減。計1億8,058万9,000円。動力費、委託料などの精査に伴う減額であります。

2ページを御覧願います。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。  
収入。

第1款公共下水道事業資本的収入、補正予定額1,375万8,000円の減。計4億1,412万5,000円。企業債、他会計補助金、他会計出資金、他会計負担金の精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業資本的収入、補正予定額769万円の増。計6,292万9,000円。他会計補助金、他会計出資金、他会計負担金の精査に伴う増額であります。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出、補正予定額1,340万円の減。計4億9,184万1,000円。工事請負費、路面復旧費の精査に伴う減額であります。

第2款漁業集落排水事業資本的支出、補正予定額170万円の減。計9,124万6,000円。工事請負費の精査に伴う減額であります。

3ページを御覧願います。

第4条予算第6条に定めた企業債について、次のとおり改める。

起債の目的。下水道事業債（公共下水道事業）。補正前の限度額6,100万円を補正後は1,010万円減額して、限度額を5,090万円に変更するものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変更ありません。

第5条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費3,715万3,000円を3,525万3,000円に改める。

第6条予算第10条に定めた一般会計から、この会計へ補助等を受ける金額5億5,991万7,000円を5億6,548万6,000円に改めるものであります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明議員） では、質疑に入ります。

3ページをお開きください。

第4条企業債補正。

8ページをお開きください。

令和7年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、8ページ、9ページ全部。

10ページに進みます。

令和7年度大槌町下水道事業予定損益計算書、10ページ、11ページ。東梅議員。

○11番（東梅康悦議員） この7年から使用料のアップということで、まず取り組んだ中で、今のところはまず予定というところなんです、まず純利益が264万2,000円ほど見

込まれるということで、まずこれ使用料のアップのところでもまずよろしかったなと思います。

そこで、まずその使用料を上げる際に一般会計からの応援が、これをまず必要不可欠だということでまずやってきましたが、ただその中で上げる際になるべくその法定外の部分は出さないようにしたいということだったと思います。

そこで、まず今回努力によって264万2,000円の予定利益が出るわけですが、そういう一般会計からの出すお金というところの中で、当初の目的が達成しつつあるのかというところを確認させてください。

○議長（小松則明議員） 上下水道課長。

○上下水道課長（黒澤卓也） お答えします。

料金を上げる際に、答申を受けた際の下水道使用料の目標としましては、経常経費、維持管理費とかについては下水道使用料で賄うと。そういった答申を受けているところでございます。

今年、今年度値上げして初めて1年通してやる形になるんですけれども、実は当初予算で見込んでたよりは使用料がちょっと、若干、当初で見込んでいたよりは少ないということで、今回、歳入のほうで減額させているところでございます。

ただ先ほど議員御指摘のあったとおり、損益計算書において当年度の純利益が264万2,000円と出る見込みでございますので、今後も会計の状況も考慮しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明議員） 進行いたします。

12ページに進みます。

令和7年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、13ページ上段まで。進行いたします。

負債の部、14ページに進みます。

資本の部、16ページに進みます。

収入。16ページ、17ページ、一括します。

18ページに進みます。

支出。18ページ、19ページ、20ページ、一括します。進行いたします。

21ページ、資本的収入及び支出。

収入。21ページ、22ページ、一括します。進行いたします。

23ページ、支出。一括します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第22 議案第23号 令和8年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第23 議案第24号 令和8年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第24 議案第25号 令和8年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第25 議案第26号 令和8年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第26 議案第27号 令和8年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

日程第27 議案第28号 令和8年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて

○議長（小松則明議員） 日程第22、議案第23号令和8年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第27、議案第28号令和8年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまで、予算6件について一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております予算6件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明議員） 異議なしと認めます。よって、予算6件の審査については議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会としたいと

と思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明議員) 異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することと決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員の臼澤良一議員に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後1時36分